

# 「高齢者世帯等除雪支援隊」の派遣について

## ～市職員による屋根の雪庇（せっぴ）落とし・間口除雪支援～

市では、「青森市豪雪災害対策本部」の設置に伴い、市職員で構成する「高齢者世帯等除雪支援隊」による高齢者世帯等の家屋の屋根の雪庇（せっぴ）落とし及び間口除雪を実施します。

### <対象世帯>

以下の①～④全ての要件を満たす世帯で、市職員が現地調査し、家屋の屋根の雪庇（せっぴ）落とし及び間口除雪作業が必要と判定した世帯が対象となります。（※作業の危険性が高いなど、要件を満たしていない実施しない場合があります。）

#### ① 次のいずれかに該当する世帯

- ア 65歳以上の方のみで構成される世帯（令和8年3月31日時点）
- イ 身体障害者手帳のうち、1級、2級、視覚障がい3級又は内部障がい3級が交付されている方のみの世帯
- ウ 愛護手帳Aが交付されている方のみの世帯
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級が交付されている方のみの世帯
- オ 母子世帯（子については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる子）
- カ 上記のア、イ、ウ、エ、オに定める者のみが同居している世帯

#### ② 自己が所有する一戸建ての住宅に居住する世帯

#### ③ 生活保護を受けていない世帯

#### ④ 当該住居に居住する者全員の住民税が非課税である世帯

### <実施期間>

青森市豪雪災害対策本部の設置期間中

### <受付時間>

平日：午前8時30分から午後6時まで



### <受付場所>

窓口または電話で受付（書類による申請は不要）

- ・駅前庁舎 福祉政策課 TEL 017-734-5314
- ・浪岡庁舎 健康福祉課 TEL 0172-62-1134